

建設企業の皆様へお知らせ(R4.10)

盛土規制法(「宅地造成及び特定盛土等規制法」)
が公布されました(施行は令和5年5月を予定)。

【ご注意ください】

盛土規制法では、宅地に限らず、**新たに農地や森林等で行う盛土**や**一時的に堆積する土石**についても規制の対象となりました。施工の際は発注者が都道府県から許可を得ているか確認の上、施工するようにしてください。

また、盛土規制法に関連して、資源有効利用促進法で定める「再生資源利用(促進)計画」の作成対象工事の範囲が拡大(**搬入・搬出土砂量1,000m³→500m³以上**)されましたので、ご注意ください。

1, 盛土規制法の背景

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

2, 盛土規制法の概要

①スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする等

②盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

③責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**工事施工者**に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

④実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下



盛土規制法に関連して、建設企業の皆様にご注意頂く情報

1, 資源有効利用促進法の改正内容について

○省令の一部改正

R4.9.2に公布、R5.1.1施行

- ・元請事業者等(発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者)が作成する「再生資源利用(促進)計画」の**作成対象工事の範囲が拡大(搬入・搬出土砂量1,000m³→500m³以上)**されました。
- ・元請事業者等は再生資源利用(促進)計画を**公衆の見やすい場所に掲示し、併せてインターネットに公表**するよう努めることとなりました。
- ・元請事業者等が作成する「再生資源利用(促進)計画」の**保存期間が延長(1年→5年)**されました。

※盛土規制法の施行(令和5年春)に併せ、更なる省令改正を予定(搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認・土砂受領書等の確認義務化**等)

○政令の一部改正

R4.9.2に公布、R5.1.1施行

- ・再生資源の利用(促進)が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による立入検査・勧告・命令の対象となる事業者の**要件基準が拡大(事業年度における完工高50億円以上→25億円以上)**されました。

2, 建設工事請負契約約款、ガイドラインの改正内容について

【建設工事標準請負契約約款】

- ・公共・民間に関わらず請負約款において、建設発生土の搬出先を明確化。

【建設業法令遵守ガイドライン、受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン】

- ・「建設発生土の運搬及び処理に要する費用」は、通常必要と認められる原価に含まれることを明確化しました。当該経費を一方的に削減し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結した場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがありますので、ご注意ください。

○盛土に関して不明な点等、お困りの際は以下にご相談ください。

3, 相談窓口

建政部計画管理課内に盛土に関する一元的な相談窓口(盛土総合窓口)を設置

問合せ先: TEL 052-953-8571 MAIL: cbr-morido@gxb.mlit.go.jp

ポータルサイト: <https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/morido/index.html>